

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

1. カジノ・万博問題、大型開発について
1. 2025 年の大阪・関西万博は中止すること。

（回答）

- 大阪・関西万博は、「未来社会の実験場」をコンセプトに、約 160 もの国々の英知が結集され、世界の課題解決につながる最先端の技術やサービスなどが展開される一大国家プロジェクトです。一過性のイベントで終わらせるのではなく、万博がもたらすメリットを大阪・関西ひいては全国で享受し、日本全体の成長・発展につなげていきます。
- 万博開催に向け、4月に万全の状態で開催できるよう、関係者一丸となって全力で取り組んでまいります。

（回答部局課名）

万博推進局

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

1. カジノ・万博問題、大型開発について
4. 阪神高速延伸・なにわ筋線・北港テクノポート線などの大型開発事業を中止し、公共事業は、学校・福祉・住宅・下水道など、生活密着型にきりかえること。

（回答）※下線部について回答

〔阪神高速延伸〕

- 現在事業中の阪神高速道路淀川左岸線（2期及び延伸部）は臨海部と内陸部の連携を強化するとともに、大阪都心部の交通混雑の緩和や環境改善、物流の効率化による経済の活性化など、大阪・関西の成長に資する重要な路線と認識しております。

〔なにわ筋線〕

- なにわ筋線は、関西国際空港へのアクセスを強化するとともに、国土軸上の新大阪から大阪都心部を経由して、大阪南部地域等を結ぶ広域的な鉄道ネットワークを形成する重要な路線であり、早期整備に向け、大阪市や鉄道事業者とともに取り組んでいるところです。
- 今後とも、淀川左岸線（2期及び延伸部）やなにわ筋線など、大阪・関西の成長にとって必要な交通インフラ整備について、着実に取り組みを進めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 道路室 道路整備課

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（１）保険料引き上げなどにつながる国民健康保険の広域化（都道府県化）はやめること。

（回答）

○ 人口減少、超高齢化が進展する中、市町村単位の国保の仕組みのままで、10年後、20年後の府内市町村の保険料水準に大きな格差が生じることが見込まれることから、将来にわたって府域内の格差を是正し、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることで、被保険者間の受益と負担の公平性を確保するとともに、保険財政の規模を大きくすることで、安定した財政運営を図ることを目的に、平成30年度の国の国保制度改革により、府としては、広域化及び保険料率の統一を行い、6年間の激変緩和期間を設けて、令和6年度から府内の保険料率を完全統一しています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（２）府として実現すること。

1. 広域化（都道府県化）について

イ. 府が定める標準保険料率は、全市町村に一律に適用せず、各市町村が地域の実情に応じて保険料を設定することを認めること。

（回答）

○ 国民健康保険法において、都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の広域的・効率的な運営の推進を図るため、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとされており、市町村は、国民健康保険運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされています。

○ 大阪府国民健康保険運営方針は、大阪府と代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等の場において議論を積み重ね、市長会や町村長会にも確認しながら、策定したものです。

○ 同運営方針では、府内のどこに住んでいても、「同じ所得、同じ世帯構成であれば「同じ保険料額」となるよう、保険料率を統一することにより、被保険者間の負担の公平化をめざすこととしています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（2）府として実現すること。

1. 広域化（都道府県化）について

□. 保険料と一部負担金の減免基準は、共通基準による統一をせず、各市町村の独自基準を認めること。

（回答）

○ 保険料減免その他共通基準については、平成 30 年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めしており、被保険者の負担増等の影響を考慮し、令和5年度までの激変緩和措置期間を設けた上で、令和6年度に完全統一したところです。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（２）府として実現すること。

1. 広域化（都道府県化）について

ハ. 保険料と一部負担金の減免基準を拡充し、資産要件は撤回すること。申請手続きは簡素化すること。

（回答）

○ 保険料及び一部負担金減免その他共通基準については、平成 30 年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。

このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証結果等を踏まえ、府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じ、見直しを行うこととしています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（２）府として実現すること。

1. 広域化（都道府県化）について

二. 保険料の抑制を目的とした法定外繰入れの解消を市町村に押し付けないこと。

（回答）

○ 国民健康保険制度では、法律に基づいて公費で負担する部分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国民健康保険に加入していない住民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることになるとともに、国民健康保険特別会計における収支の均衡を図る観点からも、法定外繰入を前提とした運営は適切ではないと考えます。

○ 国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き、要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（2）府として実現すること。

1. 広域化（都道府県化）について

ホ. 市町村独自の減免制度など、加入者への負担軽減策に対し、ペナルティを科さないこと。

（回答）

○ 国民健康保険法第82条の2第8項では、市町村は、国民健康保険運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされています。

○ 府として、市町村にペナルティを科すことは考えていません。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（２）府として実現すること。

1. 広域化（都道府県化）について

へ、国民健康保険会計への法定外補助を増やし、府として加入者の負担軽減を図ること。

（回答）

○ 国民健康保険制度では、法律に基づいて公費で負担する部分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国民健康保険に加入していない住民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることになるとともに、国民健康保険特別会計における収支の均衡を図る観点からも、法定外繰入を前提とした運営は適切ではないと考えます。

○ 国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き、要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（2）府として実現すること。

2. 滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付させること。

（回答）

- 国民健康保険制度において、保険料の適切な収納確保は、制度の維持、被保険者間の受益と負担の公平化を図る上で重要であることから、被保険者は各市町村が定める保険料を負担することが必要です。
- また、市町村が保険料滞納世帯主に対し、保険料の納期限から1年が経過するまでの間に、電話、訪問等による滞納保険料の納付催促や電話、窓口等において滞納保険料の納付に係る相談に応じる機会を設けるなど、保険料の納付に資する取組を行うこととされています。この取組を行ったにもかかわらず、特別な事情がなく、保険料を納付しない場合に特別療養費の支給を行う仕組みとなっており、納付相談の機会を確保する観点や、受益と負担の公平性からも重要であると考えています。
- 府としては、各保険者が法令の趣旨を踏まえ、特別療養費の支給に際して、個々の被保険者の特別な事情を十分把握し、適切に運用されるよう、今後とも助言に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

13. 国民健康保険について

（2）府として実現すること。

3. 保険料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。

（回答）

○ 保険料率に係る応能割と応益割の割合については、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」において、全国平均の所得水準を1とした場合の市町村の所得水準に依拠して、毎年度、国から示される係数（ β ）により決定することとされており、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、大阪府国民健康保険運営方針において定めているところです。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名 (全大阪生活と健康を守る会連合会)

(要望項目)

13. 国民健康保険について

(2) 府として実現すること。

4. 健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止すること。

(回答) ※下線部について回答

- 健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）を含む医療保険各法の改正により、国において全国的に統一した制度として定められたところです。
- それに基づき、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりますが、それまでに交付された国民健康保険被保険者証は、最長1年間使用できるよう国が経過措置期間を設けており、有効期限が切れるまで使用することができます。また、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を保有していない方には、当分の間、本人の申請によらず市町村において資格確認書を交付することとしています。
- マイナ保険証をお持ちでない方も含め、全ての方がこれまでと変わらず安心して保険診療が受けられるよう、国においては、医療機関向け総合ポータルサイトの開設やセミナーの開催、動画配信などの取組みが進められてきたところです。
- 昨年3月の府政だよりにマイナンバーカードの健康保険証利用登録に関する記事を掲載したところです。また、今年度から市町村と共同で広報活動を実施することとしており、昨年11月には、マイナ保険証及び資格確認書等に関する共同記事を作成し、府ホームページに掲載するとともに、各市町村において、広報を行ったところです。
- 引き続き、マイナ保険証が円滑に利用できるよう、市町村と連携して、広域的かつ計画的な広報に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

（要望項目）

20. 保健所を府下全域に、最低人口 10 万人につき 1 ヶ所建設すること。少なくとも、各自治体・行政区に 1 ヶ所の保健所を設置すること。保健所には医師や看護師を常駐させること。

（回答）

- 保健所の変遷については、保健所法を全面改正する形で、平成 6 年 7 月に地域保健法が制定され、それまで保健所が担ってきた母子保健や予防接種、健康相談などの住民に身近なサービスを市町村（保健センター）に移管し、難病対策など専門的・広域的な業務を保健所が担うようになりました。
- 本府においては、地域保健法の規定及びそれを受けた大阪府衛生対策審議会の答申に基づき、概ね人口 30 万人を基準として保健所の所管区域を設定し、府保健所を 9 ヶ所設置しています。現在、府保健所においては、既存の保健所業務が業務過多とはなっておらず、また、関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。
- また、府保健所の人員については、法令の規定に基づき、所長には医師、所員には看護師資格所持が必須とされる保健師をはじめ、その他保健所の業務を行うために必要な職員を配置しています。
- 加えて、府保健所の定数については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう要望・協議を行っています。
- 今後も引き続き、府保健所と市町村との適切な役割分担のもと、各市町村と連携しながら、保健所が果たすべき地域保健の専門的、広域的拠点としての保健サービスの充実を図ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

21. 全住民を対象とした無料の健康診断を行い、新型コロナウイルス、伝染病など流行病に対する検疫や検査、予防接種は無料でおこなうこと。

（回答）※下線部について回答

- 新型コロナウイルス感染症の発熱等の患者に対する検査については、抗原検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、国の方針に基づき、5類化後の自己負担分の公費支援を終了しております。
- また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、令和6年度以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に、予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施し、対象者を季節性インフルエンザワクチンと同様に高齢者等とされています。
- 定期接種の対象者以外であっても、同法に基づかない任意接種(原則全額自己負担)として接種の機会を得ることは可能とされています。
- 新型コロナワクチン接種が個人予防を主とするB類疾病に位置づけられることから、現時点では府独自の財政支援は想定しておりませんが、府としても実施主体である市町村の状況について注視してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 感染症対策課